

ニセ電話気づかせ隊活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ニセ電話詐欺を抑止し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、「ニセ電話気づかせ隊」の活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ニセ電話 公的機関の職員、親族等になりすました「ニセ者」による「電話」をいう。
- (2) ニセ電話詐欺 ニセ電話による欺網で、相手を騙し現金を奪い取る詐欺のことをいう。
- (3) ニセ電話気づかせ隊 ニセ電話詐欺の被害防止に資する活動を行う団体、事業者、地域住民等で構成する組織をいう。
- (4) ニセ電話気づかせ隊推進委員会 ニセ電話気づかせ隊の活動を普及させるため、犯罪の起きにくい社会づくりを推進している関係機関・団体を中心に設置した委員会であつて、推進委員長（福岡県知事）、推進副委員長（福岡県警察本部長）及び推進委員をもって構成された委員会をいう。

(ニセ電話気づかせ隊の参加基準)

第3条 ニセ電話気づかせ隊の参加基準については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 複数名（2名以上）で構成する団体であること。
- (2) 前号の団体が福岡県内に拠点を有していること。
- (3) ニセ電話詐欺の被害防止に資する活動を継続して行うことができること。
- (4) 代表者及び構成員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有しないこと。

(活動内容)

第4条 ニセ電話気づかせ隊の活動内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) ニセ電話詐欺の被害を阻止するための被害者等に対する声掛けその他の活動
- (2) ニセ電話詐欺の被害防止に関する広報啓発活動
- (3) 前各号に定めるもののほか、ニセ電話詐欺の被害防止に資する活動

(参加申込方法)

第5条 ニセ電話気づかせ隊に参加しようとする団体は、次の各号のいずれかの方法により参加申込をするものとする。

- (1) 福岡県警察ホームページの登録フォームに入力
- (2) 「ニセ電話気づかせ隊（参加・変更・活動中止）申込書」に必要事項を記入し、団体の拠点を管轄する警察署又は福岡県警察本部生活安全総務課（以下「管轄警察署等」という。）へ提出又はファクシミリで送信
(申込内容の変更)

第6条 ニセ電話気づかせ隊に参加する団体は、申込内容に変更があった場合は、管轄警察署等へ届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、前条各号に規定するいずれかの方法で届け出るものとする。
(活動辞退)

第7条 ニセ電話気づかせ隊に参加する団体が第4条の活動を行うことができなくなった場合は、管轄警察署等へ届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、第5条各号に規定するいずれかの方法によるものとする。
(活動の停止)

第8条 推進委員長又は推進副委員長は、ニセ電話気づかせ隊に参加する団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、ニセ電話気づかせ隊からの除名措置をとることができる。

- (1) 第3条に規定するニセ電話気づかせ隊の基準に該当しなくなった場合
- (2) 当該団体及び団体構成員が、社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) その他、推進委員長又は推進副委員長が参加を不相当と認める場合
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。